

平成20年度全肢連第41回全国大会

大会決議文

国は社会福祉基礎構造改革を進める中で、平成12年に社会福祉法を改正、平成15年には支援費制度が実施され、障害者のサービス選択・自己決定・利用者本位・事業者との対等な関係等が謳われました。その後、平成18年の障害者自立支援法においては、サービス体系を共通化し、身体、知的、精神の三障害を一元化しました。

ただし、その内容等についてさまざまな議論と混乱を招いていることも事実で、利用者に負担の増加を理由とする施設退所やサービスの利用控えがでております。このような世相の中を全ての障害児者と家族、支援者、地域の人が連帯してノーマライゼーションの理念を基盤とした新たな福祉活動と地域づくりを実現すべく下記事項を決議します。

- 1．所得保障～障害基礎年金の引上げ、住宅手当の創設
- 2．就労支援～働く場の確保
- 3．障害者自立支援法の根本的な見直し
- 4．障害者差別禁止法の制定
- 5．父母の会組織の活性化

平成20年9月14日

第41回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会広島大会
第39回中国四国ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会広島大会

